

第 号様式(第 条関係)

年 月 日

SDG s おおたスカイパートナー申請書

(宛先)大田区長

本社又は本店 所 在 地	〒 ー		
フリガナ			
法 人 名 又 は 商 号 名 称			
フリガナ		役 職	
代 表 者 氏 名			

1 大田区内の事業所名

(本社又は本店が大田区外の場合、代表する区内の事業所を1つご記入ください)

名 称	
所 在 地	〒 ー 東京都大田区

2 企業概要

設 立 年 月 日	(明治・大正・昭和・平成・令和・西暦) 年 月 日
資 本 金	円
従 業 員 数	名 (うち常時使用する従業員 名)
H P U R L	
産業分類上の 事 業 区 分 (該当業種にチ ェ ッ ク)	☐ 農林水産業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気ガス水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸交通業 ☐ 卸売業 ☐ 小売業 ☐ 金融保険業 ☐ 不動産業 ☐ 学術研 究、専門技術サービス業 ☐ 宿泊業 ☐ 飲食業 ☐ 医療福祉業 ☐ 生活関 連サービス業 ☐ 教育学習支援業 ☐ その他 ()
事 業 概 要	

3 提出書類 （必要書類が揃っているか確認の上、チェックしてください）

- ☐SDGs おおたスカイパートナー申請書
- ☐SDGs おおたスカイパートナー申請に係る誓約書
- ☐SDGs おおたスカイパートナー宣言書
- ☐申請要件チェックリスト
- ☐登記事項証明書（現在事項全部証明書等）または開業届（控え）

4 ご連絡担当者

フリガナ		部署・役職	
氏名			
連絡先住所	〒		
電話番号			
メールアドレス			

第 号様式（第 条関係）

SDG s おおたスカイパートナー申請に係る誓約書

(宛先)大田区長

SDG s おおたスカイパートナーの申請又は更新にあたり、SDG s おおたスカイパートナー制度要綱（以下「要綱」という。）を遵守するとともに、次の事項について誓約及び同意します。また、今後においても、同様に誓約及び同意します。

- 1 大田区が推進するSDG s の取組に賛同し、共にSDG s の達成に向けて継続的に取り組みます。
- 2 当社は、要綱第 条各号の全てに該当しています。
- 3 当社は、適用される全ての法令を遵守しています。
- 4 申請書、チェックリスト等の提出書類の記載内容に、虚偽の記載はありません。また、書類の写しは全て原本と相違ありません。
- 5 企業概要、SDG s おおたスカイパートナー宣言書、パートナー登録の事実、取組状況等を区が公表することについて同意します。
- 6 誓約書の内容に虚偽が認められた場合は、要綱第 条の規定により、認証の取消しを受けることを承知します。

年 月 日

所在地

名 称

代表者役職・氏名

印

※代表者が署名又は記名押印してください。

第 号様式（第 条関係）

「SDG s おおたスカイパートナー」宣言

大 田 区 長 様

私たちは、SDG s の内容を理解し、以下のとおり、大田区とともにSDG s の推進に取り組むことを宣言します。

<宣言日> 令和 年 月 日

企業名：

代表者 役職：

氏名：

1 企業としての 2030 年のあるべき姿

--

2 既に取り組んでいる・今後取り組みたいSDG s 17 のゴール・目標（複数選択可）

（既に取り組んでいるゴール：○ 今後取り組みたいゴール：●）

								
								

- 3 ○を記入いただいたSDG s ゴールの達成に向け、既に取り組んでいることを具体的にご記入ください。

- 4 ●を記入いただいたSDG s ゴールの達成に向け、これから取り組みたいことをご記入ください。

SDGs おおたスカイパートナー申請要件チェックリスト



SDGs おおたスカイパートナーへの応募は、申請要件である以下の10項目すべてを満たすことが条件となります
各項目の内容及び補足をご確認いただき、内容を満たす場合にチェック欄にチェックを付してください
チェックが付かない項目が一つでもある場合は、申請できません
また、No.9、10は従業員がいない事業者の場合は、対象項目から除外しますので、「□従業員なし」にチェックをしてください

企業名：

No.	項目	補足	チェック
1	大田区に本社または支社、支店がある会社又は個人事業主であること 【提出書類】 法人：登記事項証明書（現在事項全部証明書等） 個人事業主：開業届（控え） ※大田区内の営業拠点が支店登記されていない場合や、「開業届（控え）」がお手元にはない場合は、直近事業年度の申告書や、法人市民税、個人市民税の納付領収書等で区内に事業所があることを確認できる書類を提出すること	・NPO、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、宗教法人、その他任意団体は対象外です。 ・法人の場合は「登記事項証明書（現在事項全部証明書等）」の提出により、大田区内に事業所があることを確認します。 ・個人事業主の場合は「開業届（控え）」の提出により、大田区内に事業所があることを確認します。 ・大田区内にの営業拠点が支店登記されていない場合や、「開業届（控え）」がお手元にはない場合は、直近事業年度の申告書や、法人市民税、個人市民税の納付領収書等で市内に事業所があることを確認しますので、確認できる書類を添付してください。	
2	法人事業税及び法人都民税（個人については個人事業税及び市区町村民税・都道府県民税）の滞納がないこと	・納税証明書等の提出は求めませんが、定められた期限内に収めていることが条件です。	
3	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に規定する暴力団その他反社会的団体ではない、またはこれらとは関係していないこと	・大田区において、反社会的勢力に該当していないか確認する場合があります。	
4	「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条」に規定する風俗営業に該当、又は類似する企業ではないこと	【風俗営業の具体例】 キャバレー、バー、クラブ、ホストクラブ、キャバクラ、雀荘、パチンコ店、ゲームセンター等	
5	事業に関して法令違反し、国または地方自治体から申請時から3年以内に行政処分を受けていないこと	・自社事業に関連する法令等についてはよく把握し、違反がないようにしてください。	
6	決算・配当及び税務に関する書類の作成を適正に行っていること	・会社法、法人税法、金融商品取引法等の法令において、決算書の作成や税の申告は義務付けられています。	
7	申請の内容に虚偽記載があった場合は、認証が取り消される可能性があることを承諾すること	・申請書、チェックリスト等の提出書類の記載内容に、虚偽の記載はしないでください。 ・提出書類は全て原本をご提出ください。	
8	登録が受理された場合、その事実やSDGsに関する自社の取組が、区ホームページ・SNS等において公表されることを承諾すること	・企業概要、認証取得の事実、取組状況等を区ホームページ等で公表する可能性がありますので、ご了承ください。	
9	従業員に適切な社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険）の加入を行っていること	・雇用契約内容や労働時間に基づく適切な社会保険、労働保険への加入は義務となっています。	(↓従業員なし)
10	最低賃金を上回る従業員の給与・手当を正確に支払っていること	・毎年10月に実施される最低賃金の改定にも対応してください。	(↓従業員なし)